

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030 <u>沿革 令和5年1月30日 一部改正</u></p> <p>（以下「銀行等」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030</p> <p>（以下「銀行等」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（保険契約の締結及び制限）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた貸付契約については、申込み後遅滞なく保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は附帯別表第2に掲げる貸付契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、貸付契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第10号<u>から第12号まで</u>のいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（保険契約の締結及び制限）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた貸付契約については、申込み後遅滞なく保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は附帯別表第2に掲げる貸付契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、貸付契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第10号<u>又は第11号</u>のいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一～四 （略）</p>	
<p>（保険金額）</p> <p>第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款第3条第10号<u>から第12号までのいずれか</u>に該当する事由にあつては100分の90</p>	<p>（保険金額）</p> <p>第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款第3条第10号<u>又は第11号</u>に該当する事由にあつては100分の90</p>	

<u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u>		